

第2章 困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

1 児童虐待への対応強化と要保護児童への支援

(1) 児童虐待の発生予防

現状と課題

平成 30（2018）年度に県の児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察 453 件（34.1%）、次に市町村 198 件（14.9%）、次いで近隣・知人 153 件（11.5%）となっています。

家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告については、平成 19（2007）年度の 21 件（4.2%）から増えてきており、これまで実施してきた児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等についての広報・啓発による効果が出ていると考えられます。

一方で、国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告（以下「検証委員会報告」という。）では、平成 28（2016）年度の虐待による死亡事例（心中以外）は 49 例（49 人）で、そのうち 0 歳児の割合が 65.3%（32 人）と最も高くなっています。

死亡事例（心中以外）のうち 75.5%について、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったとされていることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

また、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

さらに、検証委員会報告によると、実母の抱える問題としては、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が 49.0%（24 人）、「妊婦健診未受診」が 46.9%（23 人）と高い割合を占めています。児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。

今後の取組

- ア 子育て家庭に身近な地域において、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの支援体制や児童や保護者の相談体制を充実します。
- イ 市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習、望まない妊娠を防ぐための予防教育などを推進します。
- ウ 体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、児童福祉法等の改正も踏まえ、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作成～」等の教育資材を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。
- エ 子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。
- オ 発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。
- カ 広報誌、マスメディア等を活用した広報啓発、児童や保護者、教育、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修などを実施し、児童虐待防止に向けた県民意識を醸成します。

キ 母子健康手帳の発行、新生児訪問、乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点〈再掲〉	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点を設置する市町村を支援します。	子ども未来課
子育て世代包括支援センター	子育て世代のニーズに対応した、きめ細やかで総合的な相談支援をワンストップで行う窓口を設置する市町村を支援します。	子ども未来課 健康推進課
子どもと家庭のテレフォン110番	育児や子供の発達に心配・悩みをお待ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24時間365日体制で対応します。	子ども未来課
児童相談所全国共通ダイヤル189	育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子供を見つけた時など、近くの児童相談所につながります。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
地域子育て支援拠点設置 市町村数〈再掲〉	28 (平成31年4月)	令和6年度	29

(2) 早期発見・早期対応

現状と課題

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。

また、児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。また、県と市町村とは、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人員体制の強化に努めるなど、児童相談所及び市町村の体制を充実することが必要です。

なお、平成 28（2016）年度の児童福祉法改正により、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する家庭や妊婦等を把握した場合は、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童相談所や市町村に情報を提供できるとされました。

今後の取組

- ア 市町村における乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、未就園児等全戸訪問事業の実施を促進します。
- イ 支援をする児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識向上を図るとともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。
- ウ 学校、保育所・認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。また、警察とも連携し、児童虐待の潜在性を念頭においていた情報の収集に努め、児童の安全確保を最優先に対応します。
- エ 関係機関の協力を得て、通告をうけてから 48 時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。また、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。
- オ 市町村の要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。
- カ 児童とその家庭、妊産婦に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点の整備を図ります。
- キ 児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実に行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
乳児全戸家庭訪問〈再掲〉	生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。	子ども未来課
養育支援訪問〈再掲〉	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う市町村を支援します。	子ども未来課
市町村保健師等への研修会開催	助産師や市町村保健師等母子保健分野に携わる関係者への専門性の向上を図るための研修会を行います。	健康推進課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
子ども家庭総合支援拠点を整備した市町村数	—	令和 6 年度	30 (全市町村)
養育支援訪問実施市町村数〈再掲〉	25 (平成 31 年 4 月)	令和 6 年度	30

(3) 社会的養護の充実

現状と課題

児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約5%の児童が里親や児童養護施設等で生活しています。できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、原則として里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を優先するとともに、施設での養育もできる限り家庭的な環境で行えるように、小規模化等を進める必要があります。

児童養護施設等で生活している児童は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった児童であることから、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送れるよう、児童養護施設等での虐待防止対策を徹底する必要があります。

今後の取組

- ア 里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。また、里親委託にあたつての調整、里親家庭への訪問指導等の支援をおこなう里親支援機関の拡充や、里親支援専門相談員の配置を促進します。
- イ 未委託里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業を実施するとともに、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門里親の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。
- ウ 一定人数（5～6人程度）の児童の養育を行うファミリーホームの設置を促進するとともに、その質の向上に取り組みます。
- エ 児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。
- オ 里親やファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。また、児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」の活用や児童養護施設等での取組（児童への啓発や職員向け教育等）を促進します。
- カ 児童養護施設等に義務付けられている3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、児童養護施設等の支援体制の充実を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
里親支援機関の委託	里親委託の推進と里親に対する支援を総合的に推進するため、民間機関に業務を委託します。	子ども未来課
児童福祉施設措置費	児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の運営費（専門職員配置加算を含む）や里親措置費等を負担します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
里親委託率	17.9%	※ 別途策定中の社会的養護推進計画にあわせる	
里親支援機関の設置か所	2か所		
専門里親の登録数	15人		
小規模グループケア及び 地域小規模児童養護施設 への措置数の割合	34.5%		

(4) 家族の再統合、自立への支援

現状と課題

児童虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待を行った保護者に対する家族の再統合に向けた支援を行うことが求められています。児童が家庭に復帰した後、良好な家庭環境で生活を送っていくためには、児童と保護者に対する継続した支援、地域での市町村、関係機関等による見守りが必要です。

家族の再統合について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われないことがあるなど、支援の際の関係機関の連携が不十分になることがあります。また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースが見られる場合があります。そうした状況にならないよう、家族の再統合については、関係機関が十分協議し、第三者による意見を参考にするなど、適切な対応が必要です。

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられず、社会の中で生活していくかなくてはならない場合があります。

社会的養護の下で育った児童も、他の児童達とともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように、生活の援助や自立に向けた支援が必要です。

今後の取組

- ア 里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、家族の再統合に向けた保護者に対する支援を行います。
- イ 保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養育力向上のための取組を推進します。
- ウ 児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。
- エ 児童養護施設分園型自活訓練事業の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。
- オ 児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。
- カ 自立援助ホームにおいて、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。
- キ 児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。
- ク 児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童家庭支援センター運営	地域に開かれた子育て支援の拠点として、子供や家庭等からの相談への対応、支援等を行う当該センターへの運営を委託します。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課
身元保証人確保対策	施設を退所した子供等が就職やアパート等を賃貸する際に施設長が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を支援します。	子ども未来課
要保護児童対策等推進	社会的養護の推進を図るため、児童養護施設の退所者等に対するアフターケアを実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
親支援プログラムを実施する児童相談所	2か所 (紀北・紀南)	令和6年度	継続して毎年開催

(5) 人材の育成

現状と課題

児童相談所には児童福祉司が配置されており、児童虐待等の児童福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行っています。児童相談所には様々な法的権限が与えられており、児童の安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っています。

市町村は、児童福祉法により児童虐待等をはじめとする児童家庭相談が業務と位置づけられており、事務を適切に行うために必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上に取り組まなければなりません。また、乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の調整等、地域において、児童虐待防止のための重要な役割を担っています。

児童相談所や市町村の職員においては、児童虐待に適切に対応できるように、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達の理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。

地域における児童虐待に対する取組を推進するためには、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関における人材の育成や専門性の向上、地域住民に対する知識の普及等に取り組む必要があります。

今後の取組

- ア 児童相談所の援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員（スーパーバイザー）まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取得に取り組みます。
- イ 市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。また、

- 市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。
- ウ 学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会等への講師派遣を行います。
- エ 虐待相談の増加に対応するため、児童福祉法等の改正なども踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員など体制を整備します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
市町村の専門性の強化	市町村の専門性を強化するため、義務研修に加え、相談技術向上のための研修を実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
市町村の専門性を強化する独自研修の実施	1回	令和6年度	継続して毎年開催

2 困難を抱えるひとり親家庭の自立支援

(1) 就業支援策の充実

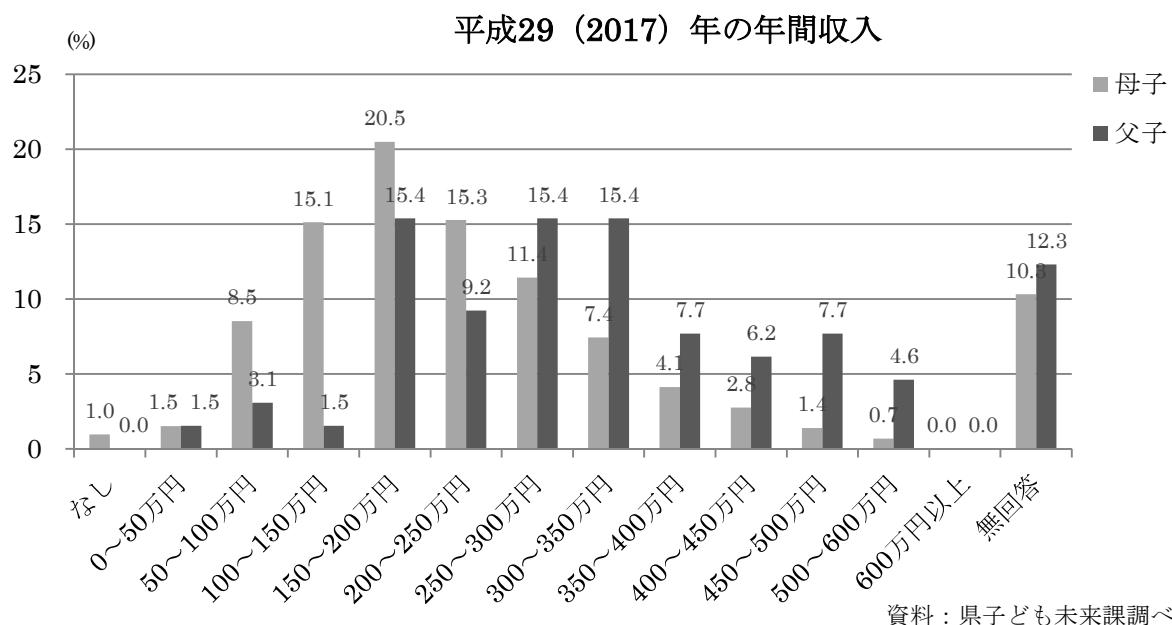
現状と課題

県内のひとり親家庭の世帯数は、平成 27（2015）年の国勢調査によると 12,037 世帯で、5 年前の国勢調査と比べると 597 世帯減少しています。この内、母子世帯数（他の世帯員のいる世帯を含む。）は 10,422 世帯、父子世帯（同）は 1,615 世帯、この内、母親と子供のみの世帯は 7,544 世帯、父親と子供のみの世帯は 780 世帯となっています。

今回の計画策定に際しては、ひとり親家庭等の生活や仕事の状況、ニーズを把握するため、平成 30（2018）年 8 月に「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

和歌山県内の児童扶養手当の受給者数は、平成 14（2002）年度以降増加傾向にあり、平成 22（2010）年 8 月に父子家庭も対象となったこと等により、平成 22（2010）年度は 11,590 人と最も多くなりましたが、翌年度からは一転減少傾向にあり、平成 30（2018）年度末の受給者数は 10,689 人となっています。

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活をしていく上で心理的・経済的な負担があり、特に、ひとり親家庭となる前に就業していなかった方が、ひとり親となった時には収入がなく、生活をしていく上で経済的に大きな負担があります。とりわけ、母子家庭においては、ひとり親家庭になる前の就業者の割合が 61.8% と低く、就業経験が少なかつたり、結婚、出産等により退職したこと等により、再就職をすることが難しいことがあります。また、就業している場合も、パートやアルバイト等不安定な就労形態が 40.6% となっており、年間収入も 200 万円未満が 46.6% を占め、約半数が低い収入水準にとどまっています。



一方、父子家庭の父については、ひとり親家庭となる前から就業している割合が 100% で、母子家庭に比べ経済的な負担はそれほど高くありませんが、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があるため、大き

な負担となっています。

なお、ひとり親家庭の就業形態は、母子家庭では正規雇用が43.2%、パート等の非正規雇用が40.6%であり、非正規雇用が正規雇用を上回っていた5年前に比べて改善傾向にありますが、依然として約4割が非正規雇用となっています。父子家庭では正規雇用が52.3%となっており、次いで自営業が30.8%となっています。

母子家庭の母の仕事の職種は、事務職員が26.8%と最も多く、次いでサービス業（理・美容師、介護職員、飲食店等接客等）の21.0%となっています。

また、父子家庭の父では建設業等従事者が最も多く22.7%となっています。

ひとり親家庭の母、父が今後取得したい資格は、ワープロやパソコンに関するものが最も多く、母子家庭で16.8%、父子家庭で20.4%となっています。

今後の取組

- ア ひとり親家庭の親が安定した収入を得て、自立した生活が送ることができるようになるために、資格取得による有利な就職を促進します。具体的には就業支援講習会の開催や、看護師資格等の取得を促進する高等職業訓練促進給付金制度の実施と、県の広報誌やテレビ、ラジオ等により活用を推進します。
- イ 従来から実施している就業相談、就業支援講習会事業受講者に対し、継続的な支援を行います。
- ウ ひとり親家庭見守り支援員を配置し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の自立を支援するため、ハローワーク等との連携による就職支援や職業能力開発や資格取得のため、きめ細やかな助言等の支援を行います。
- エ 就業に結びつきやすい技能の修得を支援するため、教育訓練講座を受講した方に経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を支給します。
- オ 母子寡婦福祉団体、NPO等との連携を一層強化します。
- カ ひとり親家庭の自立を促進するため、養育支援と相談体制の強化を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
母子家庭等就業・自立支援	ひとり親家庭等に対する就業相談、就業支援講習会の実施及び受講者に対するアフターフォローを行います。	子ども未来課
見守り支援	ひとり親家庭見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための自立支援プログラムを無料で策定します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金	就職に有利な資格を取得するために養成機関に通学している場合に一定の給付金を支給します。	子ども未来課

(2) 子育て・生活支援策の充実

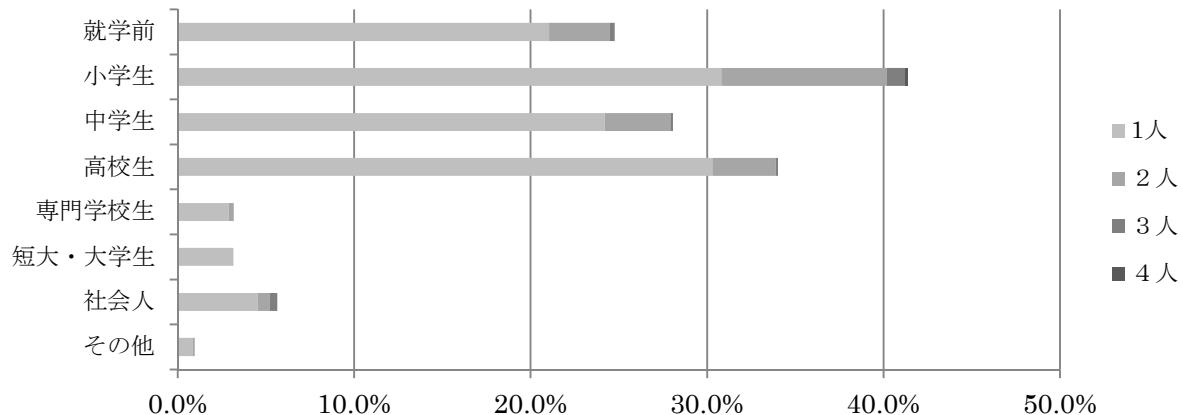
現状と課題

ひとり親家庭が扶養する子供の状況は、母子家庭、父子家庭とも小学生から高校生の子供を扶養している割合が高く、就学前の子供を扶養している割合は母子家庭で全体の約25%、父子家庭で約6%となっています。

[母子家庭の子供（20歳未満）の数]

母子家庭では、扶養している子供が小学生の世帯は約40%となっており、高校生、中学生の順になっています。また、就学前の子供がいる世帯は、全体の約25%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（母子家庭）

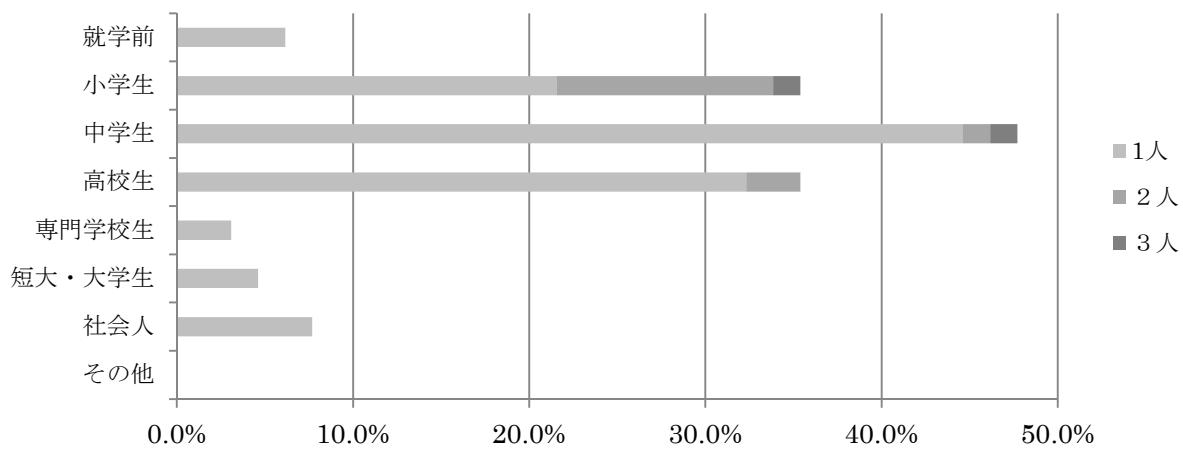


資料：県子ども未来課調べ

[父子家庭の子供（20歳未満）の数]

父子家庭では、扶養している子供は、中学生、高校生、小学生の順に高くなっています。就学前の子供を扶養している割合は約6%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（父子家庭）



資料：県子ども未来課調べ

ひとりで子供を養育しているため、仕事をしている間の預かりや、急な用事ができた場合や疾病時など、適切に子供の養育ができなくなる場合への支援が必要です。

今後の取組

- ア ひとり親家庭の親等が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。
- イ ひとり親家庭の親等が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の推進、短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業

を充実します。

- ウ 児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、相談体制を強化するひとり親家庭訪問支援事業を実施します。
- エ 母子生活支援施設の機能を拡充し、保育機能を付与します。（対象：母子家庭等）
- オ ひとり親家庭の住宅困窮世帯に対しては、公営住宅や住宅セーフティネット制度の活用等による居住の安定確保を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
日常生活支援	子供が小学生以下で、就業上の理由により帰宅が遅くなる場合等に支援員を派遣し、生活援助や保育等のサービスを利用できます。	子ども未来課
ひとり親家庭訪問支援	児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、家事や育児など生活一般に係る相談や各種支援制度の紹介などを行います。	子ども未来課
子育て短期支援（再掲）	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）、夜間養護（トワイライトステイ）を実施する市町村を支援します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
子育て短期支援実施市町村数（再掲）	28 (平成31年4月)	令和6年度	30

（3）養育費確保策の充実

現状と課題

養育費の取り決め状況は、母子家庭では取り決めがされている割合が54.8%、取り決めがされていない割合が42.6%となっています。また、取り決めがされていても養育費の支払い額が減少した、最初から支払がされていない割合が28.4%となっています。父子家庭では取り決めがされている割合が10.6%で、取り決めがされていない割合が64.6%となっています。

また、養育費の取り決めをしていない理由は、母子家庭、父子家庭とも「相手に経済力がない」が最も多く、母子家庭で43.0%、父子家庭で35.6%となっています。

面会交流の取り決め状況は、母子家庭の61.9%、父子家庭の40.0%が取り決めをしていません。

子供の健やかな育ちのため、養育に必要な費用の分担を決めておくよう促す必要があります。

今後の取組

弁護士による、養育費確保の法律相談を充実するとともに、円滑な面会交流を進めます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
ひとり親家庭特別相談事業	ひとり親家庭を対象に、親権や養育費用など複雑で専門的な問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	子ども未来課

(4) 経済的支援策の充実

現状と課題

ひとり親家庭の悩みは、母子家庭、父子家庭とも「家計、生活費に関するここと」が最も高く約3割を占めており、寡婦は子育てが終わっていることから、「健康のこと」が28.4%と高く、次いで「老後のこと」が23.5%と高くなっています。

安心して生活を送れるよう、ライフステージに合わせた経済的支援が必要です。

今後の取組

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及びひとり親家庭医療費助成制度についての周知を引き続き行い、経済的自立を支援します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童が18歳になった年度末まで手当を支給します。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	高校、大学等への入学金や授業料等に必要な資金などを貸し付けます。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について助成を行います。	子ども未来課

3 障害児施策の充実

現状と課題

障害児等特別な支援が必要な子供の自立や社会参加に向けて、心身の発育・発達の状態に応じた適切な支援を受けられる体制整備が必要です。このためには、保健、医療、福祉、教育等が一層連携を深め、切れ目のない施策を推進することが求められています。

また、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

今後の取組

- ア 子ども・女性・障害者相談センター等の専門の機関で、障害のある子供に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。
- イ 乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援に繋げます。
- ウ 障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内全ての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用できるように、「児童発達支援センター」を中心とした地域の療育支援体制を確立します。
- エ 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- オ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整する コーディネーターを養成します。
- カ 医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。
- キ 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）に専門的知識を有する職員を配置し、障害のある子供の利用を促進します。
- ク 新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。
- ケ 障害のある児童生徒の適切な就学を支援するため、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意向を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する取組を市町村教育委員会と連携して進めています。
- コ 障害のある児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通級指導教室で学ぶ幼児児童生徒について個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を活用した引継体制を推進するとともに、高等学校や卒業後へ引き継ぐ仕組みを構築します。
- サ 障害のある生徒の社会的自立と職業的自立を推進するため、特別支援学校、教育、行政、公共職業安定所や就労系サービス事業所等が連携し、一人一人に応じた進路指導の充実を図ります。

- シ 障害のある子供の自立や社会参加を促すため、放課後や週末に、学校近隣の中高生ボランティアとの交流、スポーツ体験や文化体験活動、地域の清掃活動等、地域や学校の特色を生かした様々な活動を実施します。
- ス 特別支援学校の生徒がスポーツを通じた交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を行います。
- セ 県立図書館等における学習サービスの充実を図るため、大活字本や録音図書等、障害のある人のニーズに応じた資料を収集し、提供します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童発達支援、医療型児童発達支援	障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行います。医療型は福祉サービスに併せて治療も行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進します。	障害福祉課
重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者（医療的ケア児等）が地域で安心して暮らしていくよう、人材育成や関係機関の連携体制構築を行います。	障害福祉課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	8圏域	令和2年度	8圏域
重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	5圏域	令和2年度	8圏域
医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置	—	令和2年度	8圏域
特別な支援を必要とする子供への個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）の作成率	幼稚園 6.7% 小学校 84.4% 中学校 82.7% 高等学校 33.3%	令和4年度	幼稚園、小・中・高等学校とも100%

4 子供の貧困対策の推進

現状と課題

平成30（2018）年に実施した和歌山県子供の生活実態調査によると、経済的に厳しい世帯の子供ほど、家庭における学習習慣が定着しておらず、また、世帯の経済状況により進学をあきらめたり、進学のイメージを持つことができていない状況があります。

また、家庭の厳しい経済状況は、保護者の精神的な安定、子供の精神的な安定、子供の自尊感情に悪影響を与えており、経済的に厳しい世帯ほど、放課後や休日に保護者が家庭にいる時間が短く、子供と関わる時間が十分に確保しづらい状況であること、歯みがきを怠る、朝食の欠食等基本的な生活習慣、食習慣が確立できていないことも把握できました

さらに、経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前の経済的な困難を経験していたり、家族関係のトラブルを経験していることも多いため、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供たちが自分の将来に希望を抱きながら成長していく環境づくりを進めること必要があります。

このため、和歌山県子供の貧困対策推進計画も踏まえ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」に取り組みます。

今後の取組

ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、大学生等進学給付金制度など、低所得世帯への支援の充実を図ります。

イ 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、きめ細やかな指導を推進します。また、スクールソーシャルワーカーの配置等により、学校を窓口とした福祉関係機関との連携を進めます。

ウ 地域の子育て経験者や保健師、民生委員・児童委員等による支援チームが子供のいる家庭を訪問し、家庭教育についての情報提供や相談対応を実施する取組を広げます。

エ 昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

オ 放課後等一人で過ごさなければならない子供の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

カ 地域での子供の居場所を作り、子供同士や大人との交流を促進するため、子供食堂を実施する民間団体の取組を支援します。

キ 経済的に厳しい世帯が社会的に孤立せず自立した生活を営むことができるよう、自立相談支援事業において、包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。

ク 児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、相談体制を強化するひとり親家庭訪問支援事業を実施します。

ケ ひとり親家庭の子供に対して母子家庭等就業自立支援センターにおいて就業相談を実施するとともに、児童養護施設等の退所児童等に対する就業活動支援などアフターケアを推進します。

コ 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を実施し、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。

サ 母子家庭、父子家庭等に対し、就学資金等の貸付や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に在籍

している間の生活を支える費用の補助等を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
放課後児童健全育成対策等 施設整備	放課後児童クラブ等の整備を支援します。	子ども未来課
和歌山子供食堂支援	帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に食事を提供する民間団体の取り組みを支援します。	子ども未来課
ひとり親家庭訪問支援 〈再掲〉	児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、家事や育児など生活一般に係る相談や各種支援制度の紹介などを行います。	子ども未来課
子どもの居場所づくり推進	放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。	生涯学習課
修学奨励事業(奨学金)	一定の所得制限のもと、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、その修学に要する費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
修学奨励事業(進学助成金)	一定の所得制限のもと、大学等に進学するにあたり、自宅から通学が困難なため、下宿や寮に転居せざるを得ない学生に対し、費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
奨学のための給付金	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象に、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。	生涯学習課
大学生等進学給付金	一定の所得制限のもと、進学意欲と学力が高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し安心して学び、将来の地域社会の担い手となることを支援するため、選考のうえ給付金を支給します。	生涯学習課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
放課後児童クラブを活用できる小学校区 〈再掲〉	88.7% (平成31年4月)	令和6年度	全小学校区
放課後に学習や体験活動を行う場のある小学校区	68.9%	令和6年度	全小学校区